

社会福祉法人千曲市社会福祉協議会組織規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人千曲市社会福祉協議会定款の規定による事業に伴う組織等について定めるものとする。

(課及び事業所、児童館等及び係の設置)

第2条 課、室、事業所、センター、児童館等（以下「課等」という。）及び係の設置は、別表第1のとおりとする。

(事務分掌)

第3条 前条に規定する課等の主な事務分掌は、別表第2のとおりとする。

(事務局長)

第4条 事務局に事務局長を置く。

2 事務局長は、会長の命を受けて事務を管理し、職員を指揮監督する。

(事務局次長)

第5条 事務局に事務局次長を置くことができる。

2 前項の職員は、常勤の職員をもって充てる。

3 事務局次長は、事務局長の命を受けて事務を処理し、課長を指揮する。

(課長等)

第6条 課に課長、室長、センター、事業所に所長、児童館、児童センターに館長（以下「課長等」という。）を置く。

(副所長)

第7条 課等に副所長を置くことができる。

(係長)

第8条 係に係長を置く。

2 係長は、常勤の職員をもって充てる。

3 係長は、課長等の命を受けて所属職員を指揮監督し、事務及び一般業務を処理する。

(主幹)

第9条 会長は、必要と認める場合には、課等に主幹を置くことができる。

2 主幹は、常勤の職員をもって充て、高度な事務及び一般業務を処理する。

(主任等)

第10条 第4条から前条までに規定するもののほか、主任、副主任、主事、主事補及び業務員を置く。

2 主任は、常勤の職員をもって充て、上司の命を受けて比較的高度な事務又は業務に従事する。

3 副主任は、常勤の職員若しくは嘱託職員をもって充て、上司の命を受けて比較的高度な事務又は業務に従事する。

4 主事又は主事補は、常勤の職員をもって充て上司の命を受けて事務又は業務に従事する。

- 5 業務員は、上司又は担当職員の命を受けて一般業務に従事する。
6 前各項の職員のほか次の各号に掲げる職員を置くことができる。

- (1) 福祉活動専門員
 - (2) ボランティア・コーディネーター
 - (3) 日常生活自立支援事業専門員
 - (4) 居宅介護支援専門員
 - (5) 社会福祉士
 - (6) サービス提供責任者
 - (7) 生活相談員
 - (8) 看護職員
 - (9) 事務職員
 - (10) 介護員
 - (11) 児童厚生員
 - (12) サービス管理責任者
 - (13) 生活支援員
 - (14) 職業指導員
 - (15) 指導員
 - (16) 相談支援専門員
 - (17) 主任相談支援員
 - (18) 相談就労支援員
 - (19) 老人大学・老人クラブ事務長
 - (20) 老人大学・老人クラブ指導員
- (課付)

第11条 課に課付を置くことができる。

- 2 課付は、常勤の職員をもって充て、上司の命を受けて特定の事務を処理する。
(特別の職)

第12条 第4条から前条までに規定するもののほか、必要に応じて出納員、現金取り扱員を置く。

(契約職員・嘱託職員等)

第13条 第4条から前条までに規定するもののほか、必要に応じ契約職員、嘱託職員、臨時職員及びパートタイム職員を置くことができる。

- 2 契約職員、嘱託職員、臨時職員及びパートタイム職員は、上司の命を受けて業務に従事する。

(所属職員の事務分担)

第14条 課長は、所属職員の分担する事務を定め、会長に報告しなければならない。

(相互援助)

第15条 職員は、分担外の事務、業務であっても処理上必要がある場合は、その緩急に応じて、相互に協力しなければならない。

(その他)

第16条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

事業所等	課等	係	備考
事務局	総務課	総務係 施設係 庶務会計係	千曲市ふれあい福祉センター
	地域福祉課	地域福祉係 市民活動係 業務係	
	ふれあい福祉センター更埴	業務係	ふれあい福祉センター更埴
	ボランティアセンター	業務係	千曲市ふれあい福祉センター
	介護サービス課	介護サービス係	
介護保険事業	千曲市居宅介護支援事業所	業務係	会議室
	戸上居宅介護支援事業所	業務係	地域福祉センター
	戸上ヘルパーステーション	業務係	
	更埴ヘルパーセンター	業務係	会議室
	更埴デイサービスセンター	業務係	更埴デイサービス
	稲荷山デイサービスセンター	業務係	稲荷山デイサービス
	戸上デイサービスセンター	業務係	地域福祉センター
	訪問入浴介護事業所	業務係	
	認知症デイサービス	業務係	
	短期入所事業所	業務係	
障害福祉サービス事業	チューリップの家	業務係	チューリップの家
	特定相談支援事業所	業務係	千曲市ふれあい福祉センター
受託事業所	地域福祉センター		地域福祉センター
	児童センター（児童館）	業務係	市内9か所
	老人福祉センター	業務係	市内1か所
	老人コミュニティセンター	業務係	市内3か所
	地域包括支援センター	業務係	千曲市ふれあい福祉センター

	地域活動支援センター ピュアハートちくま	業務係	千曲市ふれあい福祉センター
	老人大学・老人クラブ事務局		ふれあい福祉センター更埴

別表第2（第3条関係）

総務課

- 1 定款、規則及び人事に関する事。
- 2 理事会及び評議員会に関する事。
- 3 予算、決算に関する事。
- 4 会費の管理と会費納入事務に関する事。
- 5 財産の管理に関する事。
- 6 関係行政機関、団体との連絡調整に関する事。
- 7 職員の福利厚生に関する事。
- 8 苦情処理第三者委員会に関する事。
- 9 広報及び事業の普及宣伝に関する事。
- 10 表彰に関する事。
- 11 児童館（センター）の経営に関する事。
- 12 受託事業の施設及び財産の管理
- 13 受託事業に関する指導及び連絡調整
- 14 防災に関する事。
- 15 事務局の車両管理に関する事。
- 16 経理出納に関する事。
- 17 給与に関する事。
- 18 物品の購入及び保管に関する事。
- 19 弔意に関する事。
- 20 公印の管守に関する事。
- 21 課の庶務に関する事。

地域福祉課

- 1 社会福祉事業の総合的企画及び実施に関する事。
- 2 社会福祉事業の調査及び研究に関する事。
- 3 権利擁護事業に関する事。
- 4 老人及び心身障害者の福祉事業に関する事。
- 5 社会福祉団体の助成及び支援に関する事。
- 6 支部長会及び支部活動の強化並びに地域福祉に関する事。
- 7 ボランティアセンターの運営に関する事。
- 8 ふれあい福祉センターの運営に関する事。
- 9 生活福祉資金及び助け合い資金に関する事。
- 10 心配ごと相談及び結婚相談に関する事。
- 11 共同募金千曲市支会の事務に関する事。
- 12 その他社会福祉事業に関する事。

13 課の庶務に関すること。

ふれあい福祉センター

- 1 福祉の総合相談業務に関すること。
- 2 更埴地域の支部社協の活動支援及び事務局一般に関すること。
- 3 地区内福祉活動・行事の推進に関すること。
- 4 地区内ボランティア活動支援及び連絡調整に関すること。
- 5 移送車両及び車椅子の貸し出しに関すること。
- 6 共同募金、更埴分会の事務に関すること。
- 7 更埴地区の会費納入に関すること。
- 8 センターの管理運営に関すること。
- 9 センターの車両管理に関すること。
- 10 センターの庶務に関すること。

介護サービス課

- 1 介護保険及び支援費事業所の経営統括に関すること。
- 2 介護保険及び支援費事業所の許可・申請に関すること。
- 3 介護保険及び支援費事業所の苦情及び事故処理に関すること。
- 4 介護保険及び支援費事業所の車両管理に関すること。
- 5 在宅福祉受託事業の調整に関すること。
- 6 介護職員の研修に関すること。
- 7 課の庶務に関すること。

地域包括支援センター

- 1 高齢者の保健福祉サービスの適用調整に関すること。
- 2 在宅介護等の各種相談業務に関すること。
- 3 家族介護教室に関すること。
- 4 センターの管理経営に関すること。
- 5 センターの庶務に関すること。

居宅介護支援事業所

- 1 利用者の依頼による居宅サービス計画の作成に関すること。
- 2 事業所の管理経営に関すること。
- 3 介護報酬の請求に関すること。
- 4 事業所の庶務に関すること。

ヘルパーステーション・ヘルパーセンター

- 1 介護保険事業の庶務に関すること。
- 2 介護保険事業の訪問介護に関すること。
- 3 老人及び心身障害者の在宅福祉事業に関すること。
- 4 事業所の管理経営に関すること。
- 5 介護報酬の請求に関すること。
- 6 事業所の庶務に関すること。

訪問入浴介護事業所

- 1 介護保険事業に関する事。
- 2 老人及び心身障害者の在宅福祉事業に関する事。
- 3 事業所の管理経営に関する事。
- 4 介護報酬請求に関する事。
- 5 事業所の庶務に関する事。

デイサービスセンター

- 1 介護保険事業の通所事業に関する事。
- 2 老人及び心身障害者・認知症病者の在宅福祉事業に関する事。
- 3 センターの管理経営に関する事。
- 4 介護報酬の請求に関する事。
- 5 センターの庶務に関する事。

短期入所事業所

- 1 老人等短期入所に関する事。
- 2 介護報酬の請求に関する事。
- 3 事業所の庶務に関する事。

老人福祉センター

- 1 老人福祉施設の管理経営に関する事。
- 2 老人クラブ、老人大学の運営及び事務に関する事。
- 3 センターの庶務に関する事。

児童館（センター）

- 1 青少年育成及び児童厚生施設の管理運営に関する事。

チューリップの家

- 1 障害福祉サービス事業の経営に関する事。
- 2 障害福祉サービス費等の請求に関する事。

地域活動支援センター

- 1 ピュアハートちくまの管理運営に関する事。

特定相談支援事業所

- 1 特定相談支援事業所の管理経営に関する事。

(H28.4 改正第3号)

(H28.4 改正第3号)